

「監査役監査基準」及び「監査報告のひな型」等の一部改定について

平成 23 年 3 月 15 日
社団法人 日本監査役協会

(社)日本監査役協会(会長＝築館勝利・東京電力(株)常任監査役)は、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「監査報告のひな型」を一部改定し、公表した(当協会ホームページURL <http://www.kansa.or.jp>を参照)。

本基準等は、上場制度整備の一環として上場規則が改正され、また平成22年4月に当協会が公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」において、監査役監査の実務上のガイドラインとなるモデル的な手続(ベストプラクティス)を示したことに対応するべく、監査法規委員会(委員長＝蒲生邦道・東洋エンジニアリング(株)常任監査役)において見直しを進めていたものである。

このほど改定した実務指針は、下記の通りである。

1. 「監査役監査基準」
2. 「内部統制システムに係る監査の実施基準」
3. 「監査報告のひな型について」
4. 「監査委員会監査報告のひな型について」

改定の主な内容として、「監査役監査基準」では、新設規定として独立役員に指定された社外監査役の役割に関する規定(第5条第4項)、企業不祥事発生時の監査役への対応及び第三者委員会と監査役(会)との関係についての規定(第24条)を置いたほか、「ベストプラクティス」を反映した規定として、内部統制システムに関する監査(第21条ほか)、会計監査人の報酬等及び選任議案の同意に関する監査(第29条、32条)などを置いた。

「内部統制システムに係る監査の実施基準」では、内部統制システムの構築・運用状況について代表取締役等に評価を求め、取締役会への報告を求めることを新設したほか(第5条3項)、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」の制度の運用実績を踏まえ、監査役としてとるべき対応等につき規定の大幅な見直しを行った(第13条)。

「監査報告のひな型」では、内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受けた旨を「監査の方法」に明記したほか、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が適切であるかについて、新たに「監査の結果」で言及することとした。

当協会では、今般の一連の改定内容について、全国の12の主要都市で解説会を開催するほか、「月刊監査役」に解説論稿を掲載するなどして、これら新しい実務指針の理解・浸透に鋭意取り組む所存である。

以上

本件に関するお問い合わせ先；

本部企画部企画課 電話 03-5219-6125